

### 感染性胃腸炎警報の発令について【注意喚起】

県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、**令和4年第3週（1月17日～1月23日）において、石巻保健所管内**で下記のとおり感染性胃腸炎の定点当たりの患者数が警報発令基準値を超えましたので、警報発令します。

感染性胃腸炎は、例年12～1月に流行のピークを迎えると言われており、今年度も集団発生が疑われる事例が増加しております。今後も感染の流行が予想されますので、県民の皆様におかれましては、手洗いなどの予防対策の徹底をお願いします。

#### 記

○ 各保健所管内の感染性胃腸炎患者報告数（令和4年1月17日～1月23日）

県内保健所及び仙台市	仙南	塩釜	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	仙台市	宮城県
1 定点医療機関当たり患者報告数（人）	16.75	10.30	4.40	11.50	10.67	24.20	3.50	11.96	12.03
患者報告数計（人）	67	103	22	23	32	121	7	323	698

仙台市保健所の内訳	仙台市					
	青葉	宮城野	若林	太白	泉	
1 定点医療機関当たり患者報告数（人）	11.96	9.86	12.60	10.25	17.67	8.80
患者報告数計（人）	323	69	63	41	106	44

宮城県（仙台市含む）における感染性胃腸炎集団発生疑い事例公表件数（月別）

<令和3年9月以降>

（単位：件）

月 別	件 数
令和3年 9月	5
10月	6
11月	16
12月	24
令和4年 1月	17

令和4年1月28日現在

感染性胃腸炎警報発令基準値・・・1 定点医療機関当たり報告数20人

・・・警報発令基準値を超える保健所管内

（県では、感染性胃腸炎に関して、県内のいずれかの保健所管内で感染性胃腸炎警報発令基準値を超えた場合、感染症の流行の可能性があるととして、その予防及びまん延防止を図るため、警報を発令し注意喚起を行っています。）

#### 【感染性胃腸炎の予防対策】

- 1 トイレの後、食事の前、調理前などに、石けんと流水でよく手を洗う。
- 2 食品は十分に洗い、中心までよく加熱（中心部が85℃～90℃で90秒以上）する。
- 3 調理器具は、その都度洗剤で洗い、熱湯等で十分消毒（85℃以上で1分以上）する。
- 4 下痢などの症状が見られる場合には、できるだけ浴槽に入らず、掛け湯かシャワーで済ませる。
- 5 バスタオルや手ふきタオルは共有せず、個別のものを準備する。
- 6 気になる症状がある場合は、早めに医療機関を受診する。
- 7 感染している人の吐物や便などを処理する際には、マスクや手袋を装着し、飛び散らないように扱い、次亜塩素酸ナトリウム溶液（塩素系漂白剤として市販されています。）で消毒を行う。  
 ※アルコール系消毒剤での消毒は、十分な効果が期待できません。

#### 【参考】

- ・宮城県結核・感染症情報センター <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hokans/kansen-center.html>
- ・国立感染症研究所ホームページ <http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ka/intestinal.html>
- ・厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/>
- ・次亜塩素酸ナトリウム消毒液の作り方 <http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/378518.pdf>